

産労政第 786 号
令和3年3月19日

一般社団法人埼玉県経営者協会
会長 石井 進 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言解除後の広報協力について（依頼）

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府においては、一都三県に係る緊急事態宣言について期限の3月21日（日）までで解除することを決定しました。

県では、宣言解除により感染防止対策が疎かになり感染再拡大へと繋がることを阻止するため、県民の皆様へ対策の徹底を呼び掛けているところで

す。しかし、本県における日々の新規陽性者数は下げ止まっており、療養者数や病床使用率などはまだまだ低い水準とはいえない状況にあります。今後ワクチン接種も担う医療機関の負担は引き続き厳しい状況にあると考えております。

つきましては、貴会の職員に感染対策の継続を呼び掛けていただくとともに、会員企業に対し、従業員に向けた呼び掛けを行っていただくよう、周知をお願いいたします。

別添のとおり呼び掛け内容を送付しますので、朝礼等の機会に御利用ください。

なお、呼び掛け内容については各事業所の御都合にあわせて短縮いただいても差し支えございません。

担 当 産業労働政策課 商工団体担当
電 話 048-830-3721
メー ル a3710-02@pref.saitama.lg.jp

- 事業所内での呼びかけ アナウンス原稿

放送日 3月21日(月)～ ※緊急事態宣言 解除後

リバウンド防止のお願い【約60秒】

- 引き続き石けんを使ったこまめな手洗いや咳エチケット、3密の回避、執務室内の換気など、新型コロナウイルスの感染予防対策をお願いします。
- 執務中はマスクをつけ、食事中は会話を控えるなど、感染リスクを減らしましょう。
- また、春は歓送迎会や宴会のシーズンですが、今年は感染拡大防止のため、残念ですが控えてください。
- 春は気温の変化が大きく体調も壊しやすい季節です。
規則正しい生活で免疫力を高め、感染予防に努めましょう。

206字